

韓国特許庁の研修に参加して

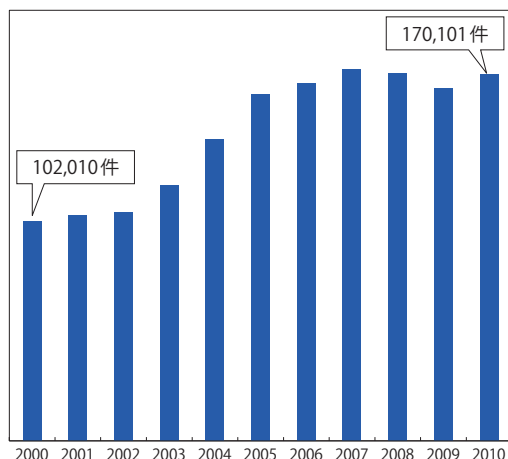
特許審査第一部光デバイス 高松 大

本稿は、昨年開催された韓国特許庁の研修についての筆者の私見であり、特許庁、審査官(補)、特許懇としての意見・見解を表明するものではない点にご留意下さい。

1. イントロダクション

(1) 韓国の知財情勢

韓国における特許出願動向をみると、2000年には約10万件程度だった出願件数が、2010年には約17万件にまで達するなど(グラフ1)、近年同国において、特許出願および権利取得に対する認識が急激に高まっていることがわかります。こうした状況を受け、韓国政府は企業の権



グラフ1 韓国の特許出願件数
(出典: WIPO STATISTICS)

利取得および知的財産戦略の強化を後押しすべく、中小企業や大学における人材育成の支援¹⁾、標準特許の取得に向けた戦略の策定²⁾、官民特許管理会社の設立³⁾、知財ポートフォリオ強化への支援⁴⁾といった、知的財産権の取得及びその効率的な活用につながる施策を次々と打ち出しています。2010年に続き2011年もサムスン電子とLG電子が、薄型テレビの売上高シェアの世界1位・2位を占めた他⁵⁾、韓国企業が世界市場において携帯電話や家電のシェアを着々と広げるなど、韓国企業の世界市場での躍進は記憶に新しいですが、上記のような官民を挙げた知財戦略の強化と企業の事業戦略における知的財産権の有効活用は、韓国企業の飛躍に大きく寄与していると考えて良いと思います。

(2) コモン・トレーニング・ポリシー・プロジェクト

韓国企業の活動のグローバル化、国内外における権利取得および権利活用のニーズの高まりを受け、韓国特許庁(KIPO)においても、特許審査ハイウェイの実施、新興国・途上国に対する審査協力など、審査のグローバル化に対応するための取組みがなされています。それに加え、国際的な制度調和やワークシェアリングを推進するための取組みとして、KIPOは五大特許庁会合に参加し、現在、いわゆる「10の基礎プロジェクト⁶⁾」の一つである「コモン・トレーニング・ポリシー・プロジェクト」の主担当庁となっています。このプロジェクトは、五庁の審査官が他庁の研修に参加し、外国の特許制度やその具体的な運用等に関する知見を得る機会を用意するもので、KIPOはプロジェクトの遂行に寄与することにより国際的なワークシェアリングの促進に貢献しています。

1) 韓国特許庁 Annual Report 2010

2) 例えば、2009年11月には、韓国特許情報院に「標準特許情報センター」が設立されている(韓国特許庁2011年11月19日発表)。

3) 政府のファンドの出資により、2010年3月にアイビーキューブ・パートナーズが設立、その後同年9月には、官民のファンドの出資によりインテレクチュアル・ディスカバリーが設立されている。

4) 韓国特許庁2010年1月13日発表

5) Display Search HP, NEWS "2011 TV Shipments Fall After Six Consecutive Years of Growth"

6) 2008年の第2回五大特許庁長官会合において合意された国際的なワークシェアリングを推進するための取組み。基礎プロジェクトの内容は以下の通り(括弧内は主担当庁)。共通出願様式、サーチ及び審査結果への共通アクセス(いずれもJPO)、共通文献データベース、ハイブリッド分類への共通アプローチ(いずれもEPO)、サーチ戦略の共有化と文書化に向けた共通アプローチ、共通のサーチ及び審査支援ツール(いずれもUSPTO)、コモン・トレーニング・ポリシー、相互機械翻訳(いずれもKIPO)、審査実務と品質管理の共通ルール、審査の共通統計パラメータシステム(いずれもSIPO)

表1 IIPTIにおける2011年の審査官向け教育プログラム(一部)

コース名	期間	コース名	期間
新審査官トレーニング	—	特許法	6日
シニア審査官トレーニング	10日	商標法	6日
審判官トレーニング	10日	意匠法	5日
審判訴訟コース	9日	民法Ⅰ・Ⅱ	10日
審査実務研究Ⅰ・Ⅱ	3日	民事訴訟法	5日
PCT審査Ⅰ・Ⅱ	3日	外国の知的財産法	3日
最近の判決のレビュー	3日	知的財産権関連法	3日
先行技術サーチ	3日	顧客満足度の改善	2日

2. 研修概要

昨年5月17日から20日までの4日間、コモン・トレーニング・ポリシー・プロジェクトの一環として、KIPOのプロデュースにより開催された「韓国における特許審査実務～Training Course on Patent Law and Examination for IP5 Examiners～」に参加しました。

研修は韓国のテジョンにある国際知識財産研修院(IIPTI)で行われました。IIPTIは、1987年に組織された韓国特許庁のサブ組織で、KIPOの職員や韓国の知財実務者に、知的財産に関する専門知識を修得させるため、受験者に応じてさまざまなトレーニングコースを用意しているようです(表1は2011年の審査官向け教育プログラムの例)。現在の建物は1991年2月に建造され、施設内にはレクチャールームの他、国際会議場、カフェテリア、テニスコートやサッカー場などのレクリエーション設備、宿泊施設も備え付けられています。今回の研修は国際会議場(写真1)で行われました。

研修には我が国をはじめ、KIPO、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(SIPO)から審査官が数名ずつ参加しました。講義では、KIPO審査官や韓国の特許実務者が講師を務め、参加者は講義を聴いた後、その内容について議

論や意見交換を行いました。また、研修期間中、KIPOや韓国特許庁を見学する機会もありました。

全体を通して、研修の準備がかなり綿密になされていたという印象を受けました。カリキュラムや講義内容がわかりやすく整理されていただけでなく、その内容がヴァリエーションに富んでおり、参加者が充実感を得るのに十分な内容でした。また、通訳の配置、講義資料の製本化といった講義をスムーズに進めるための工夫が随所に施され、快適に講義を受けられる環境が整えられていました。そして何よりも、参加者が意見交換や議論をしやすい環境にすべく、KIPOの審査官・職員が細部に至るまで丁寧に対応していたのが印象的でした。

3. 研修内容

(1) 韓国における知財政策とシステム

KIPOにおける知財施策について講義がなされました。講義では、KIPOの国際的な施策として、①近年の特許等の出願件数の急増に対応するために、特許審査ハイウェイなどの施策を通じて国際的な審査ワークショップに取組んでいること、②五庁会合の枠組みを活用して国際的な制度調和の議論を行っていること、③ベトナム、マレーシア、インドネシアに対する審査のオートメーション化の協力や東南アジア諸国への知財専門家派遣といった外国知財庁への審査協力などを行っていることなどが紹介されました。また、国内の中小企業や大学における知的財産の取得と活用、人材育成をすすめるための施策として、①中小企業に対する知財コンサルティングや各種支援、②教育プログラムの提供、③大学における知的財産教育の充実化などの施策が紹介されました。全般的に、具体的な施策の内容にわずかな差はあれど、施策を考える上での視点や方針は、我が国とほぼ同じという印象を受けました。

(2) 韓国特許法・韓国特許庁の審査基準

講義によると、韓国では1908年に、当時の日本の特許法に依拠する形で、特許制度が導入されたとのこと。



写真1 IIPTIの国際会議場の様子

表2 日本及び韓国特許法の比較

韓国	日本
第1章 総則	第1章 総則
第2章 特許登録及び特許出願要件 (新規性) 29条1項2号 (進歩性) 29条2項 (拡大された先願の地位) 29条3項 (二重特許の禁止) 36条 (実施可能要件) 42条3項 (サポート要件) 42条4項1号 (特許請求の範囲の明確性) 42条4項2号	第2章 特許及び特許出願 (新規性) 29条1項3号 (進歩性) 29条2項 (拡大された先願の地位) 29条の2 (二重特許の禁止) 39条 (実施可能要件) 36条4項 (サポート要件) 36条6項1号 (特許請求の範囲の明確性) 36条6項2号
第3章 審査	第3章 審査
第4章 特許料及び特許登録	第3章の2 出願公開
第5章 特許権	第4章 特許権
第6章 権利者の保護	第5章 削除
第7章 審判	第6章 審判
第8章 再審	第7章 再審
第9章 訴訟	第8章 訴訟
第10章 特許協力条約に基づく国際出願	第9章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例
第11章 雑則	第10章 雑則
第12章 罰則	第11章 罰則

そのため韓国特許法には、例えば法律の構成や、特許要件・記載要件をはじめとする主要条文の規定など、改訂が重ねられた現行法においても、日本の特許法との類似点を多く見つけることができます(表2)。韓国の審査基準もまた、日本の審査基準をベースに2003年頃に編纂されたものであることから、度重なる改訂を経た現行の審査基準においてもなお、我が国の審査基準と類似点を多く残しています。

しかし近年では、韓国において特許に対する注目が高まってきたことを受け、例えば、「3トラック審査システム」を導入し、ユーザからの要請にしたがって審査着手時期を「早い」「普通」「遅い」の中から選択できるようにしたことや、拒絶査定後の前置審査制度に代わり再審査請求制度を導入し、拒絶査定不服審判の請求がなくても、補正と同時に再審査を請求すれば同じ審査官が再審査を行うようにしたことなど、ユーザの利便性の向上の観点からさまざまな改正がなされているとのことです。

(3) 五庁の審査基準の比較研究

五庁の審査基準の記載内容をもとに、KIPOの審査官より記載要件等の審査に関する比較が行われました。講師によると、各庁審査基準の記載内容ベースで比較すると、我が国の審査は先行技術文献やベストモードの開示要件等については米国に次いで厳しく、実施可能要件については五庁の中で一番厳しいと考えることができるとのことでした。あくまで審査基準の記載内容をもとに比較分析を行ったものであるため、実務上の運用の感覚と多少異なる点がある

とは思いますが、興味深い比較研究であると感じました。

当日は進歩性に関する各庁の審査基準の比較も予定されていましたが、時間の都合上割愛されました。この点について講義後に各庁審査官と意見交換をしたところ、KIPOの判断手法は我が国と、SIPOの判断手法はEPOの手法(プロブレム・ソリューション・アプローチ)と類似しているという印象があるとのことでした。また、配付資料によると、米国では進歩性の判断において、先行技術文献に開示された技術内容を組み合わせるには、文献中にそれらの技術内容を組み合わせることの示唆・教示が存在することが厳格に求められていたとのことでした(米国における従来のTSMテストの運用指針を指しているのかと思います)。この点について講師の方に近年の状況を質問したところ、従前米国の進歩性要件のクリアの水準は、(TSMテストの厳格運用のため)他庁に比べ低かったところ、KSR最高裁判決以降、米国における進歩性要件をクリアする水準が高くなっている傾向にあり、現在では米国の進歩性要件のクリアの水準が、他庁に比べ低いとは一概にはいえないとの見解を持っていました。

4. KIPO見学

(1) KIPOの概要

1949年に韓国商工部(Ministry of Commerce and Industry)の外局である特許局が設立され、1977年に現在の韓国特許庁となったとのことでした(写真2)。現在KIPOには4つの特許審査部(局)の他、知的財産政策局、

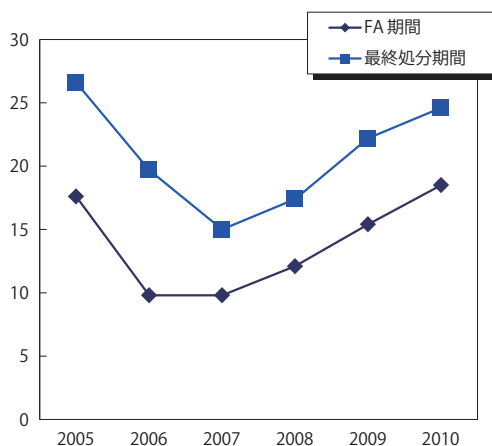


写真2 テジョン政府合同庁舎の外観 (KIPOは、合同庁舎第4ビルの3階から18階)

情報政策局、国際協力及びカスタマーサポート局、商標・意匠審査局があります。人員構成をみると、2010年におけるKIPOの職員数は1548名、そのうちの721名が審査官であり、審査官のうち約半数にあたる375名は博士号を取得しているとのことでした。10年前(2000年)のKIPOの審査官数は360名だったところ、審査の迅速化、高品質化を実現するため、審査官の数を10年間で倍増させたとのことでした。

(2) 出願動向および審査処理状況

KIPOにおける2010年の特許出願件数は約17万件で、近年の出願件数は、横ばいからやや増加傾向にあるとのことでした(前述のグラフ1)。審査処理状況については、数年前に審査順番待ち期間(FA期間)が10カ月を切ったこともあったものの、最近ではPCT出願などの外国案件の急増等の理由から、FA期間及び最終処分までの期間とも長期化する傾向があり、2010年における特許審査のFA



グラフ2 韓国の審査順番待ち期間と最終処分期間の推移 (出典: KIPO発表用資料)

期間は平均18.5カ月、最終処分までの期間は平均24.6カ月程度まで長期化しているとのことでした(グラフ2)。特許出願件数の増加に対応するため、KIPOでは出願件数の約半数にあたる約8万1千件の出願について、先行技術文献調査を外部機関に発注している他、PCT出願の増加への対策として、PCT出願のうち米国が受理官庁である案件⁷⁾の約50%についても先行技術文献調査を外部機関に発注しているとのことでした。

(3) 審査の質の向上のための取組み

KIPOでは我が国と同じく、起案内容の品質チェックを行っているとのことでした。全ての起案について「Primary Examiner」と呼ばれる審査官と「Director of examination Division」と呼ばれる管理職相当のディレクターによる内容のチェックが行われ、それに加え品質評価課という部署での品質監理も行われるとのことでした。その結果が審査官個人と所属部署の評価(ボーナス等)を左右するとのこと、かなり厳格な品質監理が行われているという印象を受けました。

(4) 執務室見学

フロアがパーティションで区切られ、審査官ごとに各スペースが割り当てられていました。スペース内にはパソコンなど業務に必要なものは一通り揃えられていました。また、審査官用のPCには2台のディスプレイが設置されており、先行技術文献サーチや各種書類作成など無理なく行える環境が整えられているようです(写真3)。



写真3 KIPOの執務室の様子

5. 韓国特許法院見学

韓国特許法院は、日本の知財高裁に相当する機関で、1998年に設立されました。現在4つの裁判部門からなり、

7) KIPOは、米国特許商標庁に出願された国際出願に対する国際調査機関に特定されている(2006年1月1日施行)。



写真4 韓国特許法院の法廷の様子

4人の裁判長、13人の裁判官、17人の技術審査官 (technical examiner) が所属しています。技術審査官になるには、KIPOでの在職経験と一定水準の能力が求められるとのことです。特許法院では、韓国知財審判院⁸⁾でなされた各種決定 (審決取消訴訟など) に対する訴訟を扱っており、審議される案件の数は近年増加傾向にあるとのことです⁹⁾。審議の際は裁判長、裁判官2～3名程度、技術審査官3～4名程度のメンバーで部門が構成されるとのことです。

概要説明の後、特許法院の各法廷や会議室を見学することができました (写真4)。日本の知財高裁と違い、法廷内にパソコンとプロジェクタが常備されているのが印象的でした。現在特許法院では、審議の際に各種証拠物件をスクリーンに映し、それを参照するなどして審議のペーパーレス化を図っているとのことで、今回の見学時には、ペーパーレス審議のデモンストレーションが行われました。

6. 所感—言葉の問題

一昨年もKIPOは、他庁の審査官に対して韓国特許庁の審査官向けの研修を提供しています。このときの講義は韓国語で行われていますが、今回の研修は英語で行われ、その内容も韓国特許法および審査基準の概要、KIPOの概要、KIPOにおける知財施策の説明といった、同国の審査官・実務者向けというよりは、むしろ外国の審査官向けにオーダーメイドされていたという印象がありました。今回の研修が英語による講義となった理由の一つとして、言語の問題があるのかなと思いました。世界的には韓国語を公用語

とする国は少数です¹⁰⁾、韓国語を母国語としない人にとっては、韓国語は英語などの言語と比較してハードルの高い外国語であるという認識が一般的なのでしょう。現に、前回の研修に参加したのは韓国語がある程度できる我が国の審査官だけだったそうですし、今回の研修でも、他庁の審査官は (あいさつ程度のフレーズですら) 韓国語をほとんど話していませんでした。KIPOは、そういった言語の問題を認識しつつも、「コモン・トレーニング・ポリシー・プロジェクト」の主担当庁として、外国の審査官にKIPOの研修に参加することの意義を理解させなければならないという問題に直面し、現在その問題を打開すべく試行錯誤しているのかもしれませんが。今回KIPOは、同庁での研修に参加することが有意義であることを他庁の審査官にわかりやすくアピールし、今後も継続して研修に参加してもらうための雰囲気を作るために、あえて英語で研修を行ったのだと思います。KIPOで行われている研修は他庁の審査官にとって有意義なものである、ということをアピールするという点では、今回の研修は成功であったと思いますが、KIPO及びIPTIでは、韓国における実務に直結する研修を多く用意しているところ、今後は、そういった類の研修に外国の審査官が参加するために、言語の問題をいかにして解決していくかが、大きな課題になると感じました。

profile

高松 大 (たかまつ だい)

平成15年4月 特許庁入庁 (特許審査第一部応用光学)

平成19年4月 審査官昇任

平成22年1月 現職

8) KIPOの関係機関という位置付け、JPOの審判部に相当。

9) 特許法院が受け付けた訴訟申請件数は2006年で1192件であったところ、2008年では1449件となっている。

10) ケンブリッジ大学出版局「THE CAMBRIDGE FACTFINDER」1993年刊によると、英語を公用語とする国の人口は14億人程度であるのに対し、韓国語を公用語とする国の人口は6000万人程度。